

報道関係者各位

令和6年12月12日
感染症対策センター 感染症対策グループ
感染症対策監 遠藤 攝
電話 055-223-1490

山梨県のインフルエンザの発生状況について (中北保健所管内 注意報レベル入り)

令和6年第49週(12月2日～12月8日)の感染症発生動向調査結果は次のとおりです。

インフルエンザの定点あたり報告数

中北保健所管内:11.69人^{※1}

注意報レベル基準値の10.00以上となったことから、中北保健所管内はインフルエンザの注意報レベル^{※2}に入ったと考えられます。

今後、流行が拡大する可能性があることから、別紙の予防対策を改めて県民に周知したいので、報道機関の皆様方にも御協力をお願いいたします。

※1 【中北保健所管内】 13 定点医療機関の合計報告数 152 人 $152 \text{ 人} \div 13 \text{ 医療機関} = 11.69$

※2 県内全体で1 定点医療機関あたりの報告数が 1.00 を超える 流行入りの目安
保健所管内で1 定点医療機関あたりの報告数が 10.00 以上 注意報レベル
保健所管内で1 定点医療機関あたりの報告数が 30.00 以上 警報レベル

【保健所別直近の定点あたりの報告数】

週	山梨県	中北	峡東	峡南	富士・東部	参考) 甲府市
49 週 (12/ 2～12/ 8)	5.66	11.69	3.14	2.00	2.00	3.78
48 週 (11/25～12/ 1)	2.10	3.46	1.14	1.33	1.78	1.44
47 週 (11/18～11/24)	0.73	1.08	0.29	0.33	0.56	0.89
46 週 (11/11～11/17)	0.93	1.54	0.71	0.67	0.56	0.67
45 週 (11/ 4～11/10)	0.20	0.00	0.43	0.67	0.00	0.33

※令和5年は、第40週(10月2日～10月8日)に中北保健所、富士・東部保健所管内で初めて注意報入りしました。

インフルエンザの予防対策

●インフルエンザを予防するために

- ✓ 帰宅した際は、手洗いを必ず行いましょう。
- ✓ 流行時には人混みを避けるようにしましょう。
- ✓ 十分な睡眠・休養をとり、体調を良好に保つよう心がけましょう。
- ✓ 重症化を防止するため、医師と相談しインフルエンザの予防接種を受けましょう。

●キーワードは「咳エチケット」

- ✓ 咳・くしゃみの症状がある場合は、必ずマスクを着用する。
- ✓ マスクがない場合は、ハンカチなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむける。
- ✓ マスクは説明書を読んで正しく着用する。

●高熱が出る、呼吸が苦しいなど体調が悪い場合は

- ✓ 早めの医療機関の受診をご検討ください。
- ✓ 医療機関を受診する際はマスクを着用しましょう。
- ✓ 十分な休養を取りましょう。

※学校保健安全法では、発症してから5日間、かつ、熱が下がった後2日間(幼児は3日)は自宅で休息を取ることになっております。

なお、学校保健安全法における出席停止期間が経過した後に、改めて検査を受ける必要はなく、当該児童生徒等が学校に復帰する場合には、治癒証明書や陰性証明書の提出は原則として不要とされています。